平成２３年（フ）第８号
宮城県登米市迫町佐沼字南佐沼２丁目３番地９　北舘住宅２号
債務者　伊東　直子（旧姓柴崎）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第２７号
秋田県鹿角市八幡平字湯瀬57番地８、前住所秋田県鹿角市十和田毛馬内字高田53番地５
債務者　板橋　　薫
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第３４号
群馬県みどり市大間々町大間々1914番地３板橋アパート11号
債務者　小堀　博子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１６号
岐阜県高山市緑ケ丘町１丁目５番地２
債務者　竹之内明子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
大津市大萱５丁目５番23号　コーポＺＥＮ301号室
債務者　山口　悦子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４１号
京都市左京区岩倉三宅町345－１　ライル八幡荘103号室、住民票上の住所京都市左京区岩倉村松町６番地12
債務者　塚本　壽子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３６０号
京都市山科区西野山中臣町26番地17
債務者　宮本　将行
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４２１号
京都市西京区大枝西新林町４丁目５番地　７棟305号
債務者　坂本　裕子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４４６号
京都市下京区七条御所ノ内南町99番地２　ユニライフ京都西大路702号
債務者　河田喜美子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４８３号
京都府宇治市伊勢田町砂田110番地の52
債務者　原口健太朗
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５０９号
京都府長岡京市友岡４丁目３番17号　邦栄荘101
債務者　中嶌　久栄
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５１４号
京都市右京区嵯峨北堀町35番地７　コテージ鹿王105
債務者　神成真紀子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０８号
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目36番24号　松本マンション
債務者　上川　高司
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１９３号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目15番22―205号
債務者　ぐるぐるパンチこと　鈴木草麻生
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４２号
兵庫県尼崎市長洲東通３丁目６番１―203号
債務者　松山　智好（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４６号
兵庫県尼崎市久々知３丁目８番47号　市営久々知住宅１―402号
債務者　田中　　隆
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５５号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目18番地の１　井上ビル301号、前住所兵庫県尼崎市食満５丁目28番17号　高橋文化
債務者　髙橋　　玲
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係